



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2021年5月31日（月）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

担当 寺澤、橋本

内線 5031・5036

ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 2021年5月号 (No. 395) >

電気の契約に関する相談が増加！ ～契約の切り替えは慎重に～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、電気の契約に関する相談が多数寄せられています。2020年度は301件で、前年度（197件）に比べ、1.5倍に急増しています。

※相談件数は、愛知県及び市町村がPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データ（2021年5月21日現在）に基づき集計したものです。

特徴

- 事業者から電話や来訪があり、「契約先を変更すると、電気料金が安くなる。検針票を見せて欲しい。」などと、勧誘されるケースが多く見られます。
- 「地域やマンション全体で契約先を変更している。」「電気とガスの契約を一本化しなければいけない。」などと言って、契約先の変更を促すこともあります。
- 消費者がプランの内容や契約先などを十分に理解していないまま契約してしまい、トラブルにつながるケースも見られます。

アドバイス

- 事業者は、勧誘の際にプラン及び料金の算定方法について説明を行う義務があります。契約内容や料金の割引期間等の契約条件をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約しましょう。
- 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先が異なる場合もあります。社名や問合せ先もしっかり確認しましょう。
- 氏名、住所だけでなく、顧客番号や供給地点特定番号など検針票の記載情報は重要な個人情報です。事業者は、これらの情報によって契約を行っていますので、聞かれてもすぐに教えないようにしましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売により契約した場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフをすることができます。
- 不審に思った場合、トラブルに遭った場合は、「消費者ホットライン ☎ 188」に早めに相談しましょう。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや！)

※身近な消費生活相談窓口につながります。